

キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の防疫対策に関するニュージーランド現地調査報告 (概要)

1 調査概要

ニュージーランドにおけるキウイフルーツかいよう病の防疫対策に関する情報収集を行うため、担当者を派遣し現地調査を実施した。

2 調査日程及び場所

(1) 日程

平成 26 年 6 月 16 ~ 19 日

(2) 場所

ア K V H (Kiwifruit Vine Health)*

イ 国立植物食品研究所ルアクラ支所、テプケ支所

ウ キウイフルーツ栽培園地及び選果場（オークランド、タウランガ近郊）

エ ゼスプリ社（イノベーション部、オーチャードプロダクティビリティセンター）
（第一次産業省(M P I) 担当者は全行程に同行。あわせて別途に会議も行った。）

(注)*・・・K V Hは政府と生産者が出資して平成22年12月に設立された団体。

ニュージーランドにおける国の防除計画の実施に責任を負う防疫機関として、
法律に基づき当該機関が指定されている。

3 主な調査結果

(1) 防疫対策

M P I 及びK V Hの担当者から、現在実施しているキウイフルーツかいよう病に関する国の防疫対策（平成25年5月策定）の内容について説明を受けた。

当該計画では、病原菌の伝搬経路となる恐れがある穂木、台木等の移動規制を行うとともに、発生樹に対して発病部位の除去、殺菌剤の散布等の措置を実施することを定めている。

(National Psa-V Pest Management Plan、URL http://www.kvh.org.nz/national_pest_management_plan)

(2) キウイフルーツかいよう病発生と防除対策の経緯

M P I 担当者から、発生の経緯等について以下の説明を受けた。

平成 22 年 11 月 5 日、キウイフルーツかいよう病(Psa)が発生。MPIは、当面の防除対策を進めるとともに、根絶の実行可能性の評価を開始。同年 11 月 15 日、MPI は根絶は困難との判断を行い、薬剤散布等により Psa の拡大を防止し、被害を最小限とする長期的な管理戦略(現行の対策と同様)を開始。この戦略は、現行の対策と比べ、防除対策は同

様であるが、違反者に対する罰則は伴ってはいない。また、発生当初(約1ヶ月)は、強制ではないものの伐採(台木部分を残して主幹部を除去)を行った農家も存在した。

なお、発生当初の段階で根絶が不可能と判断した理由については、①すでにニュージーランド各地に Psa が存在していると推測されたこと、②根絶のためには複数の管理措置を組合せて実施することが必要であるが、確実に実施出来る可能性が低いと考えられたこと、③諸外国において、Psa の根絶に成功した先例がなかったためとのことであった。

(3) 感染経路

MPI及びKVHの担当者から以下の説明を受けた。

ア 国内での感染経路について

感染は、主に①雨・風、②感染した植物体(穂木、苗)の導入、③農機具・作業器具の移動、④植物残渣(枯れ葉も含む。)の移動、⑤ヒトによる病原菌の伝搬、により起きていると考えられるとのことであった。

一方、土壌伝搬やミツバチによる伝搬リスクは低いとのことであった。

また、花粉により伝搬したかどうかについては解明されていないとのことであった。

イ 国内への侵入経路について

国内への侵入経路は解明されていないとのことであった。

(4) 防疫対策の実施状況

MPI及びゼスプリ社の担当者と、国の防除計画に沿って防除対策が取り組まれている園地(Hort16A及びヘイワードを栽培)を訪問し、生産者から以下の説明を受けた。

ア 毎週ほ場の調査を行い、症状を確認したら印を付ける。

イ 症状を確認した翌日に病徴部の切除を行い、殺菌剤を散布又は塗布する。

ウ 発生園地に入る際は、靴裏の消毒又はプラスチックバッグの靴カバーを付けることを徹底。

エ 処置が遅れ主幹部に発症した場合は、主幹部を切除し、台木に抵抗性品種を接木する。

以上